

公益財団法人東京都道路整備保全公社工事等成績評定審査委員会運営要領

平成20年 7月11日 制定
令和 7年12月 1日 一部改正

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）工事等成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）の運営その他手続に関し必要な事項を定める。

(委員会の開催)

第2条 委員会は当該工事又は当該設計等委託を主管する課の課長（以下「工事主管課長」という。）から依頼があったときに、随時開催する。

(審査依頼手続等)

第3条 苦情申立ての方法等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 苦情を申し立てようとする受注者又は受託者（以下「苦情申立者」という。）は、工事成績評定通知書又は設計等委託成績評定通知書を受けた日の翌日から起算して、14日以内（期間の末日が東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項の東京都の休日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。以下同じ。）に苦情申立書により工事等成績評定通知者に申立てする。
- (2) 苦情申立者は、前号の苦情申立に当たっては、申立ての根拠となる証拠及び記録書類等を苦情申立書に添付する。
- (3) 前号の苦情申立書は、工事主管課長に提出する。

2 審査依頼手続は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 工事主管課長は、前項の規定により苦情申立者から苦情申立書が提出されたときは、遅滞なく議案を作成し関係資料を添付のうえ、別記様式1の工事等成績評定審査委員会付議依頼書（以下「付議依頼書」という。）を委員会開催日の7日前までに当該工事又は当該設計等委託を主管する部の部長（以下「工事主管部長」という。）に提出しなければならない。
- (2) 工事主管課長は、前号の付議依頼書を提出しようとするときは、委員会の円滑かつ効率的な調査審議を図るため、あらかじめ工事主管部長に協議しなければならない。

(議案の作成等)

第4条 議案の作成は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 議案の様式は、別記様式2のとおりとする。
- (2) 議案の作成に当たっては、簡潔、明瞭に記載するものとし、複雑な事項については要点を箇条書きにするなど分かりやすく整理する。
- (3) 議案の説明は、原則として工事主管課長が行う。

(審査等)

第5条 委員会は第三者の公平な視点に立って厳正に調査、審議し、工事等成績評定者に意見を表明する。

(委員会の意見の表明)

第6条 委員会は、付議案件について調査し、審議を終了したときは、当該苦情申立てに対する意見書を作成し、委員会終了後10日以内に工事等成績評定通知者に報告する。

(苦情申立者への回答)

第7条 工事等成績評定通知者は、別記様式3により、当該苦情申立者へ回答する。

附 則

この要綱は、平成27年 7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年12月 1日から施行する。

工事等成績評定審査委員会付議依頼書

第 号
年 月 日

工事等主管部長 殿

通 知 者

公社工事等成績評定審査委員会に付議するため、下記議案を別添のとおり提出するので、手続き方取り計らい願います。

記

契 約 件 名			
履 行 場 所			
契 約 確 定 日		完 了 年 月 日	
契約の相手方	住 所		
	氏名又は名称		
契 約 金 額			
備 考			

公社工事等成績評定審査委員会（議案）

開 催 日		議案番号	
区 分			
所 管 部 署			
業 種		等 級	
契 約 件 名			
履 行 場 所			
概 要			
契 約 確 定 日		完 了 年 月 日	
契約の相手方			
契 約 金 額			

苦情申立者	
苦情のある事項	
根拠となる事項	
事前審査の経緯	

備 考

回 答 書 年 月 日 申立者の住所商号氏名等 殿 通知者 印			
契 約 件 名			
履 行 場 所			
契 約 確 定 日		完 了 年 月 日	
契 約 金 額			
苦情のある事項			
苦情事項に 対する回答			